

平成23年甲賀広域行政組合議会第1回臨時会 議決結果

| 議案番号 | 件 名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|-------|---|----------|------|
| 議案第1号 | 甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について | H23.1.17 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例の制定について | H23.1.17 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 甲賀広域行政組合市税徵収条例の一部を改正する条例の制定について | H23.1.17 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について | H23.1.17 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | H23.1.17 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 平成22年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第4号)について | H23.1.17 | 原案可決 |

議案第 1 号

甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 1 月 17 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 1 月 17 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 服部 治男

甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合公告式条例(昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表」を「甲賀広域行政組合」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例
の制定について

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 1 月 17 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 1 月 17 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例(平成2年甲賀郡行政事務組合条例第4号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 3 号

甲賀広域行政組合市税徵収条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合市税徵収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 1 月 17 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 1 月 17 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 服部 治男

甲賀広域行政組合市税徵収条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合市税徵収条例(昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 1 月 17 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 1 月 17 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例(平成 16 年甲賀広域行政組合条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

| | | | |
|---|--------|--------------------------------------|----|
| 「 | 総務関係経費 | 平等割 20 パーセント 人口割 80 パーセント | 」を |
| 「 | 総務関係経費 | 経常経費 平等割 20 パーセント 人口割 80 パーセント | に |
| | | 参与経費 平等割 100 パーセント | 」 |

改め、

| | | | |
|---|--------|---------------|----|
| 「 | 施設整備担当 | 平等割 100 パーセント | 」を |
| | 参与経費 | | |

削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 1 月 17 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 1 月 17 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「施設整備担当参与」を「参与」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

平成22年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるとこころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 263,648千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,106,131千円とする。

2 峰入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の峰入歳出予算の金額は「第1表 峰入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更是、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更是、「第3表 地方債補正」による。

| | | |
|--------------|------|------|
| 平成23年 1月17日 | 提出 | 中嶋武嗣 |
| 甲賀広域行政組合管理者 | | |
| 平成23年 1月17日 | 原案可決 | 服部治男 |
| 甲賀広域行政組合議会議長 | | |

第1表 年入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------------------|-----|--------------|------------|--------------|
| 1. 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 2,519,166 千円 | △62,648 千円 | 2,456,518 千円 |
| 1. 負 担 金 | 金 | 2,519,166 | △62,648 | 2,456,518 |
| 6. 組 合 債 | | | | |
| 1. 組 合 債 | | 289,500 | △201,000 | 88,500 |
| 補 正 さ れ な か つ た 款 に 係 る 額 | | 289,500 | △201,000 | 88,500 |
| 561,113 | | | | 561,113 |
| 歳 入 | 合 計 | 3,369,779 | △263,648 | 3,106,131 |

歳出

| 款 | | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|--------|-----|-----------|----------|-----------|
| 2. 総務費 | | | 102,986千円 | 1,000千円 | 103,986千円 |
| | 1. 総務費 | 理 費 | 85,437 | 1,000 | 86,437 |
| 3. 衛生費 | | | 1,413,730 | △264,648 | 1,149,082 |
| | 1. 清掃費 | | 1,413,730 | △264,648 | 1,149,082 |
| 補正されなかつた款に係る額 | | | 1,853,063 | | 1,853,063 |
| 歳出合計 | | | 3,369,779 | △263,648 | 3,106,131 |

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 領 |
|--------|------------------|--------------|
| 井戸改修事業 | 平成22年度から平成23年度まで | 21,700 千円 |

変 更

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 期 間 | 限 度 領 | 限 度 領 |
| し尿処理施設整備事業 | 平成22年度から平成24年度まで 1,384,350 千円 | 平成22年度から平成24年度まで 804,762 千円 |

第3表 地方債補正
変更

| 起債の目的 | 補 正 | | | 前 | | | 補 正 | | | 後 | | |
|----------------|---------|--------------------|------|--|--------|--------------------|------|--|------|--|------|--|
| | 限度額 | 起債の法 方 | 利 率 | 偿還の方法 | 限 度 额 | 起 債 の 法 方 | 利 率 | 千円 | 年 % | 千円 | 年 % | 償還の方法 |
| し尿処理施設 整備事業 | 262,900 | 普通貸借 又は 証券発行 | 4.0% | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率) | 61,900 | 普通貸借 又は 証券発行 | 4.0% | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、 その債権者との協定するものによる。 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率) | 4.0% | 以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率) | 4.0% | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、 その債権者との協定するものによる。 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率) |